○北海道開発局告示第三十三号

次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字陸別原野西一線五二番二から同町字陸別原野西一線五四番四まで	前	一三・一一～一〇四・九五メートル	〇・三四二キロメートル
		後	一三・一一～一〇四・九五メートル	〇・三四二キロメートル

道路の区域

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡陸別町字陸別原野西一線五〇番二から同町字陸別原野西一線五二番二まで	前	五七・四〇～七二・四〇メートル	〇・一六〇キロメートル
		後	六一・六六～九七・三〇メートル	〇・一六〇キロメートル

道路の区域

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠ 道路の種類	一般国道			
㈡ 路線名	三百三十三号			
㈢ 道路の区域	北海道常呂郡佐呂間町字大成四六九番三から同町字大成三一三番六まで	前	一八・六三～二五・五一メートル	〇・八九二キロメートル
		後	一九・一七～二八・八二メートル	〇・八九二キロメートル
㈣ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部			

○北海道開発局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月一日　北海道開発局長　今　日出人

	区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
㈠ 道路の種類	一般国道			
㈡ 路線名	三百三十三号			
㈢ 道路の区域	北見市北陽九六八番一地内	前	二四・四二～二四・五九メートル	〇・〇〇三キロメートル
		後	二四・四二～二九・四一メートル	〇・〇〇三キロメートル
	北見市北陽九二五番一地先から同市北陽九二五番九まで	前	二四・〇〇～三一・二七メートル	〇・一五五キロメートル
		後	二四・〇〇～三三・一一メートル	〇・一五五キロメートル
	北見市北陽九二五番一地内	前	二〇・九七～二二・五八メートル	〇・〇四六キロメートル
		後	二〇・九七～二三・七八メートル	〇・〇四六キロメートル
	北見市北陽九二八番七から同市北陽八六二番一まで	前	二一・〇三～三二・四五メートル	〇・四七三キロメートル
		後	二一・〇三～五二・六六メートル	〇・四七三キロメートル
	北見市北陽六九二番三から同市北陽六九二番一まで	前	二五・四〇～三〇・一二メートル	〇・〇五〇キロメートル
		後	二五・四〇～三〇・八二メートル	〇・〇五〇キロメートル
㈣ 図面縦覧場所	北海道開発局及び同局網走開発建設部			

○沖縄総合事務局告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月一日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・四・九号旭橋線国道三百二十九号

三　事業施行期間　自平成二十九年三月一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県那覇市泉崎一丁目及び旭町地内

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月一日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・四・十七号労金線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月一日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県那覇市泉崎一丁目地内

使用の部分　なし

官庁報告

国家試験

平成29年度衆議院事務局職員採用試験公告

平成29年度衆議院事務局職員採用試験について次のとおり告知する。

平成29年3月1日　衆議院事務局

1　試験の名称

(1)　衆議院事務局職員採用総合職試験（大卒程度試験）

(2)　衆議院事務局職員採用一般職試験（大卒程度試験）

(3)　衆議院事務局職員採用一般職試験（高卒程度試験）

(4)　衆議院事務局職員採用衛視試験

2　職務内容　衆議院の会議運営・調査に関する事務、一般事務及び衆議院内部の警察

3　採用予定人数

(1)　総合職試験（大卒程度試験）　若干名

(2)　一般職試験（大卒程度試験）　20名程度

(3)　一般職試験（高卒程度試験）　8名程度

(4)　衛視試験　7名程度